証

明書を携帯し、

関係者の請求があるときは、

これを提示

しなけ

れ

ばならない

3

(裏 面)

検査させることが

できる。

きる。 問させ、 若しくはその施設に立ち入り、 設備、

前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、 当該職員は、 その身分を示

質問 又は 立入検査を行う職員の 証(第五条の二関係)

顔写真 (押出ス

タ

シプ

第

뭉

所属庁

名

氏 名(生年月日)

右の者は、 老人福祉法に基づいて老人居宅生活支援事業、 老人デイサ E スセ ン タ 老人

短期入所施設、 老人介護支援センター、 養護老人ホ ム若しくは特別養護老 人ホ Δ \mathcal{O} 関係者

(表

対して質問し、

又はその事務所若しくは施設に立ち入り、

設備、

帳簿書類その

他の物件を検

面)

査することができる職員であることを証明する。

令和 年 月 日

都道府県知事(市長)

氏 名

印

抄)

(報告の 徴収等)

老人福祉法

第十八条 ンター て質問させ、 援事業を行う者又は老人デイサ の設置者に対して、 都道府県知事は、 若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、 老人の 必要と認める事項の報告を求め、 福祉の ビス セ ンタ ために必要があると認めるときは、 老人短期入所施設若しくは 設備、 又は当該職員に、 帳簿書類その他の物件を 老人居宅生活支 老人介護支援セ 関係者に対

2 ホ 都道府県知事は、 Δ の長に対して、 前条第一 必要と認める事項の報告を求め、 項の基準を維持するため、 帳簿書類その他の物件を検査させることがで 又は当該職員に、 養護老人ホ Δ 又は 関係者に対して質 特別養護老人

考 この 証明書は、 B列八番とし、 厚紙を用いること。